



とどけ！ わたしの希望



支給要件
裏面

令和8年

2026年4月～ **新** 高校1年生のあなたへ

通学定期代の一部を助成します！



1カ月の定期代が
1万円を超えた額を助成します

申請
受付

令和8年
2026年 **4月1日**～

助成対象期間

令和8年
2026/4/1～

令和9年
2027/3/31

資料請求はこちら



奈良県社会福祉協議会
「こどもの未来応援事業」ホームページ
<https://nara-shakyo.jp/pages/396>

対象となる方

【次の全てに該当される方】

- 奈良県内の町村(十津川村除く)から通学(「市」や「十津川村」の方は対象になりません)
- 令和8年4月から新高校1年生(ただし、令和6年度以降に本事業の助成金を受けた方は2・3年生も対象)
- 公共交通機関の通学定期券を利用して高等学校等(※1)に通学
- 保護者等(※2)の収入が450万円未満(令和7年中の収入)
- 通学定期代の月額(電車、バス等の通学定期代の合計)が1万円を超える
- 他の公的な制度(生活保護、特別支援教育就学奨励費、その他の補助等)で助成を受けない

資料請求

右のQRコードより資料請求
(<https://nara-shakyo.jp/pages/396>)



申請書・パンフレットが
令和8年3月中旬以降に郵送されます



(※1)〈対象校〉県外も対象です。

- ・公立、私立の高等学校(全日制・定時制・通信制)
- ・中等教育学校後期課程 ・私立専修学校高等課程 ・高等専門学校 ・特別支援学校高等部
- ・私立専修学校一般課程又は私立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに私立各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの

(※2)保護者等とは下記のいずれかに該当される方です

- 親権者(父と母)2名(ひとり親世帯の場合は父又は母)
- 未成年後見人(親権者が存在せず未成年後見人が保護者である場合)
- 主たる生計維持者(親権者、未成年後見人いずれも存在せず祖父母や兄弟等に養育されている場合)

助成額
計算方法

A子さんの1カ月の定期代は、電車が7,000円、バスが5,000円です
合計が12,000円なので1カ月2,000円の助成が受けられます

計算例

$(7,000円 + 5,000円) - 10,000円 = 2,000円$ / 1カ月の助成額

※3ヶ月定期であれば、2,000円×3か月=6,000円